

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年5月31日

国土交通省関東地方整備局
横浜港湾空港技術調査事務所長 中川 大

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本委託については、陸上やダム湖等とは異なる海域の条件下で、海上、海中を問わず、太陽光発電システムを適用するための自然条件や工学的条件等の設定、技術的な課題の抽出が可能であり、太陽光発電システムの機材や加工技術にも精通していることが求められる。またこれらの適用性を検討し発電に関する効果を評価するためには、試験の実施とその結果を的確に評価するための研究実績を有している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本委託の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本委託に必要な特殊な技術力を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 委託概要

(1) 委託名

令和5年度 閉鎖性海域における太陽光発電システムの適用性に関する研究委託

(2) 委託内容

- 1) 太陽光発電システムを閉鎖性海域へ設置する場合に課題となる海域及び海象に関する条件と発電効果について調査したうえで、その対策を検討する。
- 2) 太陽光発電システムの閉鎖性海域への適用性に関して基礎的な実験を行い、発電効率や一定海域における実現性を検討する。

(3) 履行期限

令和6年2月28日

3. 委託目的

本委託は、閉鎖性海域の港湾や海上空港等における新たなカーボンニュートラル技術の開発に向け、太陽光発電システムを閉鎖性海域に適用する場合の実現可能性の検討及び効果にかかる評価を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ② 参加意思確認書の提出期限の日から特定する日までに関東地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 技術力に関する要件（以下①～③の全てを満たすこと）
- ① 陸上やダム湖等とは異なる海域の条件下で、太陽光発電システムを適用するための自然条件や工学的条件等の設定、技術的な課題の抽出が可能であること。
 - ② 太陽光発電システムの機材に精通していること。
 - ③ 発電に関する効果を評価するための試験が可能であり、その結果を的確に評価するための研究実績を有すること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒221-0053 神奈川県横浜市神奈川区橋本町 2-1-4
国土交通省関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所総務課品質管理係
電話 045-461-3892

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 5 年 5 月 31 日から令和 5 年 6 月 21 日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く毎日 9 時 15 分から 18 時 00 分まで（最終日は参加意思確認書提出時刻である 12 時 00 分まで））

(1) に同じ場所で配付する。

交付方法：書面にて交付する。なお、交付を受ける際には応募要件を満たす者の関係者であることを証することのできる社員証等の身分証明書を持参すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和 5 年 6 月 21 日 12 時 00 分

提出場所：(1) に同じ。

提出方法：持参、郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）によるものとし、提出期限までに必着するものとする（FAX、電子メール等によるものは受付しない。）。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1) に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定
期限：別途通知する。

(4) 詳細は説明書による。